

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 8月15日

【発行者名】 シュロダー・インベストメント・マネージメント  
（ルクセンブルグ）エス・エイ  
（Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.）

【代表者の役職氏名】 取締役 ノエル・フェッシー  
（Noel Fessey）  
取締役 フィンバー・ブラウン  
（Finbarr Browne）

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 セニンガーベルグ L-1736 ハーヘンホフ  
通り 5 番  
（5, rue Höhenhof, L-1736 Senningerberg, Grand Duchy of  
Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽  
同 十枝 美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）】 シュロダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ -  
外国投資信託受益証券に係るファ シュロダー・グローバル・ボンド・オープン  
ンドの名称】 （Schroder SMBC Global Bond Series -  
Schroder Global Bond Open）

【届出の対象とした募集（売出）】 50億アメリカ合衆国ドル（約5,143億円）

【外国投資信託受益証券の金額】 （注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜  
上、平成26年 1月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信  
売買相場の仲値（1米ドル=102.86円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年3月31日に提出した有価証券届出書（平成26年6月30日付有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済。）（以下「原届出書」といいます。）に訂正すべき事項がありますのでこれらを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

下線の部分は訂正箇所を示します。

### 第二部 ファンド情報

#### 第1 ファンドの状況

##### 1 ファンドの性格

###### （1）ファンドの目的及び基本的性格

###### a. ファンドの形態

<訂正前>

（前略）

アンブレラ・ファンドとしてルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定されたファンドは、ルクセンブルグの法律に基づき設立され登記上の事務所をルクセンブルグに有する会社である管理会社により共同所有者（以下「受益者」という。）の利益のために運用される、法人化されていない証券その他の資産の共同所有権である。ファンドの資産は、管理会社の資産とは分別保管される。

ファンドは、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法（以下「ルクセンブルグ投信法」という。）のパートの規定により規制される投資信託としての適格性を有する。

アンブレラ・ファンドとして、ファンドは複数のサブ・ファンドを設定することができる。サブ・ファンドに関する発行手取金は、サブ・ファンドにつき管理会社の取締役会により決定された投資方針に従い個別に投資される。ファンドは、サブ・ファンドにおいて複数のクラス（以下「クラス」という。）の受益証券を発行することができる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

アンブレラ・ファンドとしてルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定されたファンドは、ルクセンブルグの法律に基づき設立され登記上の事務所をルクセンブルグに有する会社である管理会社により共同所有者（以下「受益者」という。）の利益のために運用される、法人化されていない証券その他の資産の共同所有権である。ファンドの資産は、管理会社の資産とは分別保管される。

ファンドは、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法（以下「ルクセンブルグ投信法」という。）のパートの規定により規制される投資信託およびオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付の法律（以下「2013年法」という。）第1条第39項に規定されるオルタナティブ投資ファンドとしての適格性を有する。

アンブレラ・ファンドとして、ファンドは複数のサブ・ファンドを設定することができる。サブ・ファンドに関する発行手取金は、サブ・ファンドにつき管理会社の取締役会により決定された投資方針に従い個別に投資される。ファンドは、サブ・ファンドにおいて複数のクラス（以下「クラス」という。）の受益証券を発行することができる。

（後略）

## （２）ファンドの沿革

### <訂正前>

（前略）

平成22年3月3日 ファンド改訂約款締結（平成22年3月31日効力発生）

### <訂正後>

（前略）

平成22年3月3日 ファンド改訂約款締結（平成22年3月31日効力発生）

平成26年7月17日 ファンド改訂約款締結（平成26年7月17日効力発生）

## （３）ファンドの仕組み

### 管理会社の概況

#### <訂正前>

##### （ ）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグにおける1915年8月10日付商事会社法（改正済）（以下「1915年法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年8月23日に株式会社として設立された。管理会社は、ルクセンブルグ投信法第15章に基づき、管理会社として認可されており、管理会社として投資信託に対して運用業務を提供している。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国、セニンガーベルグL-1736、ハーヘンホフ通り5番にある。管理会社は、ルクセンブルグの商業・法人登記簿にR.C.S. B37799として登録されている。

1915年法は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

##### （ ）事業の目的

管理会社の目的は、譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）についての法令または行政規定に関する2009年7月13日付欧州議会および理事会通達2009/65/EC（改正済）（以下「EU通達2009/65/EC」という。）に基づき、譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託およびその他の投資信託の設定、販売促進、管理および運用を行うことである。

管理会社は、顧客毎の投資一任による運用を行わない。

管理会社は、ルクセンブルグ投信法第15章に規定された制限の範囲内で、その事業目的の達成に直接および間接的に連動する、またその目的達成のために有用かつ必要とみなされるすべての行為を行うことができる。

#### <訂正後>

##### （ ）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグにおける1915年8月10日付商事会社法（改正済）（以下「1915年法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年8月23日に株式会社として設立された。管理会社は、ルクセンブルグ投信法第15章に基づき、管理会社として認可され、管理会社として投資信託に対して運用業務を提供しており、また、管理会社は、2013年法に基づき、オルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）として認可されている。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国、セニンガーベルグL-1736、ハーヘンホフ通り5番にある。管理会社は、ルクセンブルグの商業・法人登記簿にR.C.S. B37799として登録されている。

1915年法は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

##### （ ）事業の目的

管理会社の主要目的は、以下のとおりである。

1) ルクセンブルグ投信法第101条第（２）項および別紙 に基づく、譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託についての法令または行政規定に関する2009年7月13日付欧州議会および理事会通達2009/65/EC（改正済）（以下「EU通達2009/65/EC」とい

う。）に従い認可を受けたルクセンブルグ籍および外国籍の譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）の管理ならびにその他のルクセンブルグ籍および外国籍の投資信託（以下「UCI」という。）の更なる管理。

2) 2013年法第5条第(2)項および別紙に基づく、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付通達2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）に規定されたルクセンブルグ籍および外国籍のオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）向けの運用、管理、販売活動業務およびAIFの資産に係るその他の事業の遂行。

管理会社は、上記の運用、管理および販売活動業務を、自らが業務（所在地事務および管理支援業務を含む。）提供を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社にも提供することができる。

管理会社は、自由な業務提供および/または支店開設を通じて、ルクセンブルグ国外において許可を受けた事業を遂行することもできる。

管理会社は、一般的に、ルクセンブルグ投信法、2013年法およびその他の適用ある法令により認められる最大限の範囲で、自らがUCITS、UCIおよびAIFに提供する業務に関連するあらゆる行為を行うことができる。

管理会社は、自らの目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに/またはこれに有用および/もしくは必要とみなされるあらゆる行為を遂行することができる。ただし、ルクセンブルグ投信法および2013年法の定める制限の範囲内かつこれらにより認められる最大限の範囲に限定されるものとする。

管理会社は、ファンドの管理会社およびAIFMとして、ファンドに関するポートフォリオ運用およびリスク管理、中央管理事務、受益者登録、取引ならびに販売促進機能について責任を負う。

#### (4) ファンドに係る法制度の概要

##### ( ) 準拠法の内容

<訂正前>

(前略)

ルクセンブルグ投信法

(中略)

3) ルクセンブルグ投信法第2条第2項は、同法第3条を前提条件として、パート UCITS とみなされる投資信託を、以下のように定義している。

(中略)

B. 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。

<訂正後>

(前略)

ルクセンブルグ投信法

(中略)

3) ルクセンブルグ投信法第2条第2項は、同法第3条を前提条件として、パート UCITS とみなされる投資信託を、以下のように定義している。

(中略)

B. 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。

2013年法

- 1) 2013年法は、AIFMを主に規制するが、運用者だけではなく運用者が管理する投資ビークル(AIF)にも影響を及ぼす多くの規定から成る。  
2013年法は、AIFMDを施行し、とりわけ、( )ルクセンブルグ投信法、( )特別投資ファンド(SIF)に関するルクセンブルグ法および( )リスクキャピタル投資会社(SICAR)に関するルクセンブルグ法を修正し、AIFMDから生じるかかる法律の「商品」要件を反映する。
- 2) 2013年法は、  
( )投資者の利益のために明確な投資方針に従って投資する目的で、多くの投資家から資金を調達し、  
( )EU通達2009/65/ECに従った承認を要しない(すなわち、UCITSとしての資格を有しない)投資コンパートメントを含む投資信託としてAIFを定義する。
- 3) 2013年法は、AIFの販売に関する規定も含んでいる。AIFMが2013年法に基づき権限を付与された場合、当該AIFMは、簡易な規制者間の通知手段を利用し、AIFの投資証券または受益証券を他のEU加盟国で販売することができる。
- 4) 既存の運用者に適用される経過規定は、2013年法の最後に反映されている。( )2013年7月22日現在のまたは( )2013年7月22日以降2014年7月22日以前に設定された投資信託、SIFおよびSICARに適用される経過規定は、各々の法律の最後に反映されている。

#### 適用法および管轄

ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠する。

ファンドの申込書類の締結をもって、関連する投資家は、約款、ファンドの英文目論見書(以下「英文目論見書」という。)その他適用ある法令に準拠する契約関係に立つ。

申込書類は、受益者のファンドへの投資またはこれに類似の方法に起因もしくは関連して発生するあらゆる紛争または請求の解決について、ルクセンブルグの裁判所の専属的管轄権に服する。

民事および商事事件に係る管轄ならびに判決の承認および執行に関する2000年12月22日付理事会規則44/2001に従い、欧州連合加盟国において下された判決は、原則として(理事会規則44/2001に一部例外が規定されている。)、同判決が当該加盟国において執行可能である場合、特別手続を要することなく、他の欧州連合加盟国において承認され、また、いずれかの利害関係者による申請をもって、当該加盟国において執行可能の旨宣言された時点で、他の欧州連合加盟国において執行可能である。理事会規則44/2001は、2012年12月12日付EU規則1215/2012(2015年1月10日から適用される。)をもって廃止される。

#### (5) 開示制度の概要

ルクセンブルグにおける開示

( ) 受益者に対する開示

<訂正前>

受益者は、ファンドの年次財務報告書(監査済)および半期財務報告書(未監査)を管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において無料で入手することができる。報告書の写しは、管理会社のインターネット・サイト(www.schroders.lu)からも入手できる。かかる報告書は、英文目論見書の不可欠の一部となる。

報告書には、サブ・ファンドの個別情報とファンドの全体情報とが記載される。各クラスの受益証券の純資産価格およびその評価の停止を含む、ファンドまたは管理会社に関して公表されるべきその他の金融情報は、管理会社の事務所において公衆縦覧される。

受益証券1口当たり純資産価格および取引価格は、管理会社の事務所において公衆縦覧される。

受益者に対する通知は、受益者名簿記載の住所宛に各受益者に送付される。必要とみなされる場合または法律により要求される場合、通知は、新聞一紙およびメモリアル・C・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン(Mémorial C, Recueil des Sociétés et Associations)により公告される。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

受益者は、ファンドの年次財務報告書(監査済)および半期財務報告書(未監査)を管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において無料で入手することができる。報告書の写しは、管理会社のインターネット・サイト(www.schroders.lu)からも入手できる。

報告書には、サブ・ファンドの個別情報とファンドの全体情報とが記載される。受益証券の日々の純資産価格、サブ・ファンドの過去のパフォーマンス、受益証券の発行価格および買戻価格ならびにその評価の停止を含む、ファンドに関して公表されるべきその他の金融情報は、管理会社のウェブサイト上で、および要求に応じてその登記上の事務所において公衆縦覧される。

受益者は、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、ファンドの監査人または管理会社により随時選任される管理会社の他の業務提供会社に対し、何らの直接的な契約上の権利をも有しないものとする。ルクセンブルグ投信法および2013年法に従い、保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を介して生ずるものとする。管理会社が、保管受託銀行の受益者に対する責任について記載した受益者からの書面通知にもかかわらず、これを受益者から受領してから翌3か月以内に是正行為を怠った場合、当該受益者は、保管受託銀行の責任を直接的に生じさせることができる。

AIFM関連規則により要求される場合および該当する場合、ファンドの年次および半期報告書の開示により以下の情報が受益者に対して定期的に提供され、またはその重要性から判断された場合には、受益者に別途通知される。

- ・流動性不足の性質に起因する特別の契約に従うサブ・ファンドの資産の比率
- ・サブ・ファンドの流動性の管理を目的とする新規の契約(特別の契約であるか否かを問わない。)(AIFMD第16条第(1)項に言及され、かつ、AIFM規則第106条第(1)項に従い重大とされる、後記「2 投資方針(1)投資方針 レバレッジ」の項の「4」流動性リスク管理」に明記される流動性管理システムおよび手順への変更を含む。)
- ・サブ・ファンドの現在のリスク特性および管理会社がかかるリスクを管理するために用いるリスク管理システム
- ・レバレッジ契約に基づき差し入れられる担保または何らかの保証を再利用する権利ならびに管理会社がサブ・ファンドのために用いることのできるレバレッジの最大レベルの変更
- ・サブ・ファンドが用いるレバレッジの合計額

管理会社がゲート、サイド・ポケットもしくは類似の特別の契約を発動した場合または管理会社が買戻しの停止を決定した場合、管理会社は、後記「4 資産管理等の概要(1)資産の評価 純資産価格の決定の停止」の項に記載されるところに従い、これにより影響を受ける受益者に直ちに通知を行うものとする。責任からの解放に関して保管受託銀行との間で合意した責任契約への何らかの変更もまた、適用ある法令により要求される範囲において、かつ、これに従って受益者に対して遅滞なく通知されるものとする。

管理会社はまた、要求に応じ、( )利益相反に関し、関連するすべての情報(2013年法別紙に記載される職務の委任に起因して生じることがある利益相反または2013年法第13条第1項および第13条第2項に基づき投資家に伝達されるべき利益相反の記述等)、( )サブ・ファンドが毎年支払う報酬の最大限度額、( )2013年法上の業務に起因して生じる潜在的な責任リスクを補填するために選択された方法、( )担保および資産の再利用(レバレッジ契約に基づき差し入れられる担保または保証を再利用する権利を含む。)に関する契約、( )一定の受益者に付与される優遇措置に関する情報、ならびに( )各サブ・ファンドのリスク特性を含む、2013年法に基づき投資家に提供されるべきすべての情報を、自らの登記上の事務所において縦覧に供する。保管受託銀行が利用する副保管受託銀行の一覧は、受領次第管理会社の登記上の事務所において縦覧に供される。

受益者に対する通知は、受益者名簿記載の住所宛に各受益者に送付される。必要とみなされる場合または法律により要求される場合、通知は、新聞一紙およびメモリアル・C・ルクイ・デ・

ソシエテ・エ・アソシアシオン(Mémorial C, Recueil des Sociétés et Associations)により  
公告される。

(後略)

## (6) 監督官庁の概要

<訂正前>

(前略)

### ( ) 登録の届出の受理

(中略)

EU加盟国の監督官庁により認可されているUCITSは、EU通達2009/65/ECの要件に適合しなければならない。ルクセンブルグ以外の国で設立されたUCITSは、ルクセンブルグの金融機関をUCITSの支払代理人として任命し、UCITS所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づきCSSFに所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができる。UCITS所在国の所轄官庁からCSSFに対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該UCITSはルクセンブルグにおいて販売が可能となる。

ファンドは、ルクセンブルグ投信法上のパート の投資信託として設定されており、受益証券はEU加盟国において公衆に対して販売されない。

ファンドは、ルクセンブルグ投信法第88-1条に基づき、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付EU通達2011/61/EUおよび同通達を施行するための規制(以下「AIFM規則」という。)ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法規制に基づくオルタナティブ投資ファンドとしての適格性を有する。

(後略)

<訂正後>

(前略)

### ( ) 登録の届出の受理

(中略)

EU加盟国の監督官庁により認可されているUCITSは、EU通達2009/65/ECの要件に適合しなければならない。ルクセンブルグ以外の国で設立されたUCITSは、ルクセンブルグの金融機関をUCITSの支払代理人として任命し、UCITS所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づきCSSFに所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができる。UCITS所在国の所轄官庁からCSSFに対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該UCITSはルクセンブルグにおいて販売が可能となる。

ファンドは、ルクセンブルグ投信法上のパート の投資信託として設定されており、受益証券はEU加盟国において公衆に対して販売されない。

ファンドは、ルクセンブルグ投信法第88-1条に基づき、AIFMDおよび同通達を施行するためのAIFM関連規則ならびにAIFM関連規則を施行するルクセンブルグの法規制に基づくオルタナティブ投資ファンドとしての適格性を有する。

(後略)

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

譲渡性のある証券および短期金融商品に関連する技法および手段の利用

(中略)

サブ・ファンドは、ルクセンブルグの諸規則および特に上記C S S F 通達08 / 356に規定する制限の範囲内で、レポ取引または証券貸付の担保として受領した現金を以下のものに再投資することができる。すなわち、(a) 毎日純資産価格を計算しており、A A A相当の格付を受けているマネー・マーケット型集団投資スキームが発行する投資証券または受益証券、(b) 短期銀行預金、(c) ルクセンブルグの諸規則により許容されている短期金融商品、(d) 米国、E U加盟国、オーストラリア、カナダ、フィンランド、日本、ノルウェー、スウェーデンまたはスイスの政府、地方当局または国際機関・企業により発行または保証されている短期債券、(e) 適切な流動性を提供する一流の発行体により発行または保証されている債券、ならびに(f) リバース・レポ取引である。ただし、かかるリバース・レポ取引は、米国、E U、オーストラリア、カナダ、フィンランド、日本、ノルウェー、スウェーデンまたはスイスの政府、地方当局または国際機関・企業により発行または保証されている証券により全面的にかつ継続的に担保されていなければならない。かかる再投資は、必要であれば、各関連するサブ・ファンドのグローバル・エクスポージャーの計算において勘案される。

### サブ・ファンドの特色

（後略）

### <訂正後>

（前略）

譲渡性のある証券および短期金融商品に関連する技法および手段の利用

（中略）

サブ・ファンドは、ルクセンブルグの諸規則および特に上記C S S F 通達08 / 356に規定する制限の範囲内で、レポ取引または証券貸付の担保として受領した現金を以下のものに再投資することができる。すなわち、(a) 毎日純資産価格を計算しており、A A A相当の格付を受けているマネー・マーケット型集団投資スキームが発行する投資証券または受益証券、(b) 短期銀行預金、(c) ルクセンブルグの諸規則により許容されている短期金融商品、(d) 米国、E U加盟国、オーストラリア、カナダ、フィンランド、日本、ノルウェー、スウェーデンまたはスイスの政府、地方当局または国際機関・企業により発行または保証されている短期債券、(e) 適切な流動性を提供する一流の発行体により発行または保証されている債券、ならびに(f) リバース・レポ取引である。ただし、かかるリバース・レポ取引は、米国、E U、オーストラリア、カナダ、フィンランド、日本、ノルウェー、スウェーデンまたはスイスの政府、地方当局または国際機関・企業により発行または保証されている証券により全面的にかつ継続的に担保されていなければならない。かかる再投資は、必要であれば、各関連するサブ・ファンドのグローバル・エクスポージャーの計算において勘案される。

### レバレッジ

#### 1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび/または金融デリバティブ商品の利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。



レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	<p>総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、( )全ポジションの絶対値の総額、( )総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべての金融デリバティブ商品の原資産に対する同等のポジションの総額、( )現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および( )効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。</p> <p>ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。</p>
「約定レバレッジ比率」	<p>約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、( )全ポジションの絶対値の総額、( )約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべての金融デリバティブ商品の原資産に対する同等のポジションの総額、( )現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および( )効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。</p> <p>本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。</p>

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用される金融デリバティブ商品との区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

## 2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源

さらなるエクスポージャー - レバレッジをかけるため、金融デリバティブ商品を用いることが可能である。

## 3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

## 4) 流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクの全側面が継続的に識別、評価および監視されるよう確保するため、包括的な流動性リスク監視体制を確立している。かかる監視体制には、以下の組合せに対するサブ・ファンドの流動性特性の強靭性を評価するために立案された流動性ストレス・テスト・シナリオが含まれる。

- ・極めて不利な市場流動性の状況
- ・大規模かつ急な資本流出

本流動性リスク管理の目的は、サブ・ファンドが、常に可能である限り、かつ、緊迫した市況下において、関連する規制上の買戻義務を遵守できるよう確保し、サブ・ファンドの流動性が各投資方針および全体的なリスク特性に即したものであり続けるよう確保することである。

市場流動性の混乱といった例外的な状況において、かつ、サブ・ファンドおよびその受益者の最善の利益のため、管理会社は、後記「第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 純資産価格の決定の停止」の項にその詳細が記載されるところに従い、買戻請求を一時的に繰り延べる特別手続を実施している。

## 投資目的および投資方針の変更

管理会社が決定するサブ・ファンドの投資目的および/または投資方針の重大な変更は、少なくともCSFから当該重大な変更に関する関連承認を得た上で本書に記載されるものとし、かつ、関連する受益者が、効力発生日よりも前に、（当該重要な変更を受諾するのではなく）自らの受益証券を買い戻すことを選択する場合、適用ある買戻し手数料を支払うことなく買い戻すことのできるよう、かかる重大な変更が有効となる1か月前に当該受益者に通知されるものとする。全受益者が当該1か月前の通知を受ける権利を放棄した場合、重大な変更は、効力発生日よりも早い日付で発効することができる。

## サブ・ファンドの特色

（後略）

## 4 手数料等及び税金

## (5) 課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

## ルクセンブルグ

ファンドは、課税についてルクセンブルグの法律に従う。ルクセンブルグで現在施行されている制定法および規制の下では、サブ・ファンドは、四半期毎に計算されおよび支払われる年率0.05%の純資産に対する資本税に従う。機関投資家（ルクセンブルグ投信法第174条に規定される。）のみから成るクラス受益証券については、課税は年率0.01%となる。他のルクセンブルグの投資信託に対して投資されたサブ・ファンドの純資産部分に対しては、いかなる資本税も課せられない。現行法においては、ファンドも受益者（ルクセンブルグに居所、登記上の事務所または恒久的施設を有している、または一定の限られた場合には以前有していた者または会社を除く。）も、収益またはキャピタル・ゲインに対してルクセンブルグの税金を課されず、また、源泉徴収税または遺産税を課されることもな

い。ファンドは、関連する各国において源泉徴収税を控除後に、自らの組入証券から生じた収益を回収する。

<訂正後>

（前略）

#### ルクセンブルグ

ファンドは、課税についてルクセンブルグの法律に従う。ルクセンブルグで現在施行されている制定法および規制の下では、サブ・ファンドは、四半期毎に計算されおよび支払われる年率0.05%の純資産に対する資本税に従う。機関投資家（ルクセンブルグ投信法第174条に規定される。）のみから成るクラス受益証券については、課税は年率0.01%となる。他のルクセンブルグの投資信託に対して投資されたサブ・ファンドの純資産部分に対しては、いかなる資本税も課せられない。現行法においては、ファンドも受益者（ルクセンブルグに居所、登記上の事務所または恒久的施設を有している、または一定の限られた場合には以前有していた者または会社を除く。）も、収益またはキャピタル・ゲインに対してルクセンブルグの税金を課されず、また、源泉徴収税または遺産税を課されることもない。ファンドは、関連する各国において源泉徴収税を控除後に、自らの組入証券から生じた収益を回収する。

#### 米国外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に基づく米国税務報告義務

追加雇用対策法案の一環として、2010年3月18日に、2012年外国口座税務コンプライアンス法の規定が制定され、内国歳入法（以下に定義される。）の一部（FATCA）となった。FATCAには、外国金融機関（以下「FFI」という。）であるファンドが、これに基づき、FATCAの目的における米国人またはFATCAの対象となる他の外国事業体により保有される受益証券に関する一定の情報を、米国内国歳入庁（以下「内国歳入庁」という。）に直接報告し、当該目的において追加の識別情報を集めるよう義務付ける規定が含まれる。内国歳入庁と契約を締結せず、かつ、FATCA制度を遵守する金融機関は、米国を源泉とする収益の支払およびファンドが米国を源泉とする収益を生み出す有価証券の販売を行うことによりもたらされる総手取金額に関し、30%の源泉徴収税の対象となることがある。

FATCA上自らに課される義務を遵守する目的において、2014年7月1日から、管理会社は、自らの投資家の米国税務上の立場を確認するため、一定の情報を当該投資家から取得するよう義務付けられることがある。かかる投資家が、FATCAの目的における特定の米国人、米国人所有の非米国事業体もしくは非参加FFI（以下「NPPFI」という。）であるか、または必要書類を速やかに提供しない場合、ファンドは、適用ある法令に従い、当該投資家に関する情報をルクセンブルグの税務当局に報告する必要がある、これにより、結果として、内国歳入庁への報告となる。ただし、ファンドが、FATCAの規定に従い行為し、かつ、FATCAに基づく源泉徴収税の対象とはならないことを前提条件とする。

受益者および受益者のために行う仲介業者は、ファンドの既存の方針により、受益証券がFATCAの目的における米国人向けの募集または販売を行っておらず、かかる米国人への受益証券の後続の移転は禁止されていることに留意すべきである。受益者はさらに、FATCAの法規において、その目的における米国人の定義が、現行の米国人の定義よりも幅広い投資家を含みうることに留意すべきである。

## 第2 管理及び運営

### 1 申込（販売）手続等

#### (1) 海外における販売手続等

<訂正前>

（前略）

管理会社は、ファンドおよびその販売会社が、受益証券の発行に関し、当該受益証券が募集される国々の法令を遵守することを確保するように努める。管理会社は、その裁量で、一定の国または地域に居住する個人または設立された法人に対する受益証券の発行をいつでも一時的に停止し、完全に中止し、または制限することができる。管理会社は、( ) 受益者全体、( ) ファンドまたは( ) サブ・ファンドもしくはクラスの受益者の保護のために当該措置が必要である場合、一定の個人または法人が受益証券を取得することを禁止することができる。

管理会社は、

( 中略 )

さらに、詳述するならば、

- a) 管理会社は、EU（またはその一部）内において公衆に対してファンドの受益証券の販売促進を行わない。
- b) 受益証券は、1933年米国証券法（改正済）（以下「1933年法」という。）に基づき登録されていない。以下に記載する場合を除き、米国内において、または米国人に対して、受益証券は、直接または間接を問わず、募集、販売、移転または交付することができない。

ファンドは、1940年米国投資会社法（以下「投資会社法」という。）に基づき登録されていない。管理会社は、サブ・ファンドの受益証券を保有する米国人または米国在住者が100名を超えることを知りながらこれを許可することはない。上記の禁止を条件として、限定的な数の米国内のまたは米国人である洗練された機関投資家への一部受益証券の私募による販売は、随時行うことができる。ただし、1933年法に基づく受益証券の登録が本来要求されるような販売、ファンドを投資会社法に服させるような販売、またはファンドを米国の税金に服させるような販売を妨げるため設定された制限やその他の状況（受益証券の交付前の特定の表明や合意を含んだ書簡の当該投資者による提示を含む。）に基づいて行われるものとする。

上記のとおり私募において受益証券を購入する米国人を除き、米国人による受益証券の実質的保有を制限または防止するために、約款（第7条）は、管理会社またはその代理人が以下を行うことができる旨規定している。

- a) 当該登録または名義書換により当該受益証券が米国人により実質的に保有される可能性がある」と判断される場合、受益証券の発行および名義書換を拒否することができる。
- b) 受益者名簿に名前が記載されている者または受益証券の名義書換を求める者に対して、いつでも、宣誓供述書を添付して、当該受益者の受益証券の実質的保有が米国人に帰属するか否か、またはかかる登録が米国人による当該受益証券の実質的保有となるか否かを判定するために必要とみなす情報の提供を求めることができる。
- c) 米国人が単独または他の者と共同で受益証券の実質的保有者となっていると管理会社が判断する場合、約款に詳述される方法により、当該受益者が保有するすべての受益証券を強制的に買い戻し、または買い戻しを手配することができる。

#### 最低投資口数

各クラスの最低限の当初申込口数、追加申込口数および保有口数は、それぞれ100口、10口、100口である。これらの最低金額は、随時、管理会社の裁量により放棄されることがある。

#### マネー・ロンダリング防止およびテロリスト資金供与対策

麻薬依存症対策のための1973年2月19日ルクセンブルグ法（改正済）、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）、マネー・ロンダリングおよびテロリスト資金供与対策に関する2004年11月12日法（改正済）、およびC S S F 通達08 / 387に従い、サブ・ファンドなどの資金をマネー・ロンダリングおよびテロリスト資金供与の目的に利用することを防ぐための義務が管理会社などの信用・金融機関に課されている。その結果、管理会社は、投資者に身元確認文書を要求する。申込書には、個人の場合、パスポートまたはIDカードの写しを、法人の場合、設立文書の写しまたは商業登記簿抄本（または現地法に従ったこれに代わる預託文書）を添付しなければならない。さらに、投資者は、要求された場合、その職業または商業活動（適切な場合）および投資の資金源に関する情報を提供しなければならない

い。これらの書類の写しは、所轄官庁（例えば、弁護士、領事、公証人またはその他現地の法律に従う所轄官庁）により真正な写しであると証明されていなければならない。投資者は、その身元、住所、職業または業務活動に関する情報を変更する場合、管理会社に報告しなければならない。投資者に関するデュー・デリジェンス手続は、投資者のリスク状況次第で簡易化または拡充されることがある。

過度の取引および短期取引についての方針

（後略）

<訂正後>

（前略）

管理会社は、ファンドおよびその販売会社が、受益証券の発行に関し、当該受益証券が募集される国々の法令を遵守することを確保するように努める。管理会社は、その裁量で、一定の国または地域に居住する個人または設立された法人に対する受益証券の発行をいつでも一時的に停止し、完全に中止し、または制限することができる。管理会社は、（ ）受益者全体、（ ）ファンドまたは（ ）サブ・ファンドもしくはクラスの受益者の保護のために当該措置が必要である場合、一定の個人または法人が受益証券を取得することを禁止することができる。

（ルクセンブルグ以外の）欧州経済領域（E E A）の領土において、E E Aに住所地を有するか、または登記上の事務所を有する適格機関投資家に対して受益証券の販売活動を行う際に、管理会社は、A I F M Dの規定に基づき入手可能となる販売活動許可証の活用を予定している。サブ・ファンドにかかる受益証券は、許可証を取得済みのE E Aの領土においては、当該許可証に基づいてのみ、適格機関投資家（2013年法に定義される。）に対する販売活動が行われる。

管理会社は、

（中略）

さらに、詳述するならば、

- a) 管理会社は、E U（またはその一部）内において公衆に対してファンドの受益証券の販売促進を行わない。
- b) ファンドは、1940年米国投資会社法（改正済）（以下「投資会社法」という。）に基づく登録をされておらず、その予定もない。ファンドのいかなる受益証券も、1933年米国証券法（改正済）（以下「1933年証券法」という。）または米国のいずれかの州の証券法に基づく登録がされておらず、その予定もない。1933年証券法および上記の米国のいずれかの州の証券法を遵守してのみ、当該受益証券を募集、販売またはその他の方法で移転することができる。米国内において、または米国人に対してもしくはそのために、ファンドの受益証券を募集または販売することはできない。上記の目的において、米国人は、1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902または1986年内国歳入法（F A T C Aの規定を反映も含め、改正済）（以下「内国歳入法」という。）に定義される。1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902によれば、米国人には、米国に居住する自然人、ならびに個人以外の投資家に関しては、以下を含む。すなわち、（ ）米国またはその州の法律に基づき組織または設立された法人もしくはパートナーシップ、（ ）信託であって(a)受託者が米国人であるもの（ただし、かかる受託者が専門家受託者であり、米国人でない共同受託者が信託財産に関して単独のもしくは共有の投資裁量権を有し、かつ、その信託の実質的受益者（および信託が撤回可能なものである場合には信託設定者）が米国人でない場合を除く。）または(b)裁判所がその信託に対して第一次的な管轄権を行使することができ、かつ、一もしくは複数の米国受託者が信託のすべての重大な決定を支配する権限を有する場合、ならびに（ ）財団であって(a)すべての源泉からの世界中の収益に関して米国の税金に服するもの、または(b)米国人が執行者もしくは管理者であるもの（ただし、米国人でない当該財団の執行者もしくは管理者が当該財団に関する単独もしくは共有の投資裁量権を有しており、かつ、当該財団が外国法にしたがっている場合を除く。）である。

「米国人」の用語はまた、以下のように設立された主に受動的投資のために組織された事業体（商品プール、投資会社またはその他類似の事業体等）を意味する。すなわち、(a)非米国人である参加者を理

由として、運営者が、米国商品先物取引委員会により定められた規則のパート4の一定の要件を免除されている商品プールに対する米国人による投資を容易にする目的のために設立された事業体、または(b)1933年証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主な目的として米国人により設立された事業体。ただし、当該事業体が、自然人、財団または信託でない「認定投資家」（1933年証券法に基づくルール501(a)に定義されている。）により設立および所有されている場合を除く。

内国歳入法上、米国人の用語は、以下の者をいう。すなわち、( )米国の市民または居住者、( )米国の法律に基づき組織される米国連邦所得税の目的上パートナーシップとしての取扱いを受けるパートナーシップもしくは他の事業体またはその政治的下部機関、( )米国の法律に基づき組織される米国連邦所得税の目的上法人としての取扱いを受ける法人もしくはその他の事業体、またはその政治的下部機関、( )源泉に関わらず、その所得に対して米国連邦所得税を課される財団、または( ) (a)米国内の裁判所が信託の運営について第一次的な監督権を行使することができ、一もしくは複数の米国人が信託のすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合の信託、または(b)1996年8月20日に存在しており、米国人としてみなされるために適切に選択された信託である。

#### 最低投資口数

各クラスの最低限の当初申込口数、追加申込口数および保有口数は、それぞれ100口、10口、100口である。これらの最低金額は、随時、管理会社の裁量により放棄されることがある。

#### マネー・ロンダリング防止およびテロリスト資金供与対策

国際規範およびルクセンブルグの法令（2004年11月12日マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止法（改正済）を構成するものを含むが、これらに限られない。）に基づき、ファンドに対して、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を防止する義務が課されている。

かかる規定の制定により、ファンドは、管理会社に対し、ルクセンブルグの法令に従い、ファンドの顧客の身元確認を行い、当該顧客について継続的なデュー・デリジェンスを実施するよう義務付けている。かかる要件を充足するために、管理会社は、実質的所有権、資金源および資産の出所に関する情報を含む管理会社が必要とみなす情報ならびに関係書類を要求することができる。いずれの場合も、管理会社は、適用ある法律上および規制上の要件に従うために、いつでも追加の書類を要求することができる。

顧客が、要求された文書の提出を遅延し、またはこれを怠った場合、購入の申込みまたは（該当する場合）買戻しもしくはその他の取引の申込みが受諾されないことがある。ファンドまたは管理会社のいずれも、顧客が何らの情報および/もしくは文書も提出しないか、または不完全な情報および/もしくは文書しか提出しなかったことにより、取引の処理が遅延した場合またはかかる取引が処理されなかった場合、いかなる責任も負わない。

#### 過度の取引および短期取引についての方針

（後略）

## 5 受益者の権利等

### （1）受益者の権利等

<訂正前>

受益者がファンドに関する受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として受益証券名簿に登録されていなければならない。

（中略）

#### （ ）残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（注）約款には受益者集会に関する規定はない。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、分配請求権についてはかかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に、残余財産分配請求権についてはかかる請求権を生じさせる事由発生日の30年後に、失効する。

<訂正後>

受益者に対する優遇措置は、一切存在しない。受益者の権利については、本書および約款に記載される。すべての受益者は、同一の条件に基づきサブ・ファンドの受益証券の申込みを行う。

受益者がファンドに関する受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として受益証券名簿に登録されていなければならない。

（中略）

（ ）残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（注）受益者は、約款に基づき受益者集会を開催する権利を有していない。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、分配請求権についてはかかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に、残余財産分配請求権についてはかかる請求権を生じさせる事由発生日の30年後に、失効する。

[次へ](#)

## 第三部 特別情報

### 第1 管理会社の概況

#### 1 管理会社の概況

##### (2) 会社の機構

<訂正前>

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、管理会社の株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任および/または更迭される。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名または数名を選出することができる。さらに管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネジャー1名、秘書役1名、ジェネラル・マネジャー補佐または他の役員数名を随時任命することができる。

取締役会の通知は、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたは省略を明示することができる電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができる。取締役会の通知は、口頭で行うこともできる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、別の取締役を書面（特に電子メールおよびファックスを含む。）により指名して、取締役会に代理出席させることができる。各取締役は更に、電話会議、テレビ会議またはその他の通信手段を活用して、取締役会において行為することができるが、その場合には、当該取締役の投票は、書面により確認されなければならない。取締役会は、取締役の少なくとも半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。取締役会において決議について賛否同数の場合、取締役会の議長がこれを決する。取締役の決議は書面により行うこともでき、また決議を記載各取締役が署名した一または複数の書類で構成されることもできる。当該決議の日付は、最後の署名が行われた日とする。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

管理会社は、投資運用会社より投資運用・顧問業務の提供を受け、投資運用会社は、その職務の遂行にあたって、常に管理会社の取締役会の指図に従う。



## &lt;訂正後&gt;

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は年次株主総会において管理会社の株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、管理会社の株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任および/または更迭される。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するための取締役を多数決により選任することができる。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名または数名を選出することができる。取締役会は、さらに、秘書役1名（取締役であることを要しない。）を選任し、取締役会および株主総会の議事録を保管する責に任ずることができる。取締役会は、取締役会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催される。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとする。取締役会長不在の場合には、株主総会または取締役会は他の取締役を、また株主総会において取締役不在の場合には、当該株主総会の出席者の多数決でその他の者を、暫定的議長として選任することができる。取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要な場合にはジェネラル・マネジャー1名、委託取締役1名、秘書役1名、ジェネラル・マネジャー補佐、秘書役補佐または他の役員数名を随時任命することができる。取締役会の決定によりいつでも解任することができる。役員は管理会社の取締役または株主であることを要しない。選任された役員は、定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負うものとする。

取締役会の通知は、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたは各取締役の省略を明示することができる電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができる。取締役会の通知は、口頭で行うこともできる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、書面（とりわけ、任命を証明することができるEメールおよびファックスまたはその他の電子的手段を含む。）で他の取締役を自らの代理人として任命することにより取締役会において行なうことができる。さらに、取締役は、自らの身元確認を可能にする電話会議またはビデオ会議を利用して取締役会において行なうことができる。かかる手段は、取締役会への効率的な参加を確保する技術特性を満たすものであり、かかる取締役会の審議は中断なくオンラインと扱うものとする。かかる通信手段を用いた遠隔地との取締役会は、当社の登記上の事務所において開催されたとみなされるものとする。

また、取締役は、議決権を証明することができる書面またはケーブル、電報、テレックス、ファックスもしくはその他の電子的手段により自らの議決権を投じることができる。

取締役会は、少なくとも取締役会の構成員の半数が出席または代理出席した場合のみ適法に審議しまたは行なうことができる。決議は、かかる取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われる。自らの身元確認を可能にするビデオ会議またはその他のテレコミュニケーションにより取締役会に参加する取締役は、定足数および過半数を計算する目的において出席しているものとみなされる。

取締役全員の合意によって、取締役全員が参加する電話会議は、定款の規定に従い、有効な取締役会であるとみなされる。

取締役会において決議について賛否同数の場合、取締役会の議長がこれを決する。上記にかかわらず、取締役の決議は書面により行うこともでき、また決議を記載各取締役が署名した一または複数の書類で構成されることもできる。当該決議の日付は、最後の署名が行われた日とする。

管理会社の取締役は、ファンドの運用（ポートフォリオ運用およびリスク管理を含む。）について責任を負う。その全体的責任および管理に従い、管理会社は、ルクセンブルグ投信法および2013年法に基づき、一定の管理、販売および運用機能を、専門的な業務提供者に委託することができる。その

ため、管理会社は、J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイに一定の管理機能を委託しており、また、一定の販売促進機能を第三者事業体に委託することができる。管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオ運用を投資運用会社に委託している。ただし、管理会社は、リスク管理機能について引き続き責任を負う。

管理会社は、投資運用会社より投資運用・顧問業務の提供を受け、投資運用会社は、その職務の遂行にあたって、常に管理会社の取締役会の指図に従う。

### (3) 役員および従業員の状況

< 訂正前 >

(提出日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式数
(中略)			
ノエル・フェッシー (Noel Fessey)	取締役	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイのマネージング・ディレクター	0
ゲーリー・ジャナウェイ (Gary Janaway)	取締役	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイのオペレーションズ・ルクセンブルグ・ファンド・サービス部門の取締役	0
マルコ・ズウィック (Marco Zwick)	取締役	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイのヨーロッパ大陸および中東地域コンプライアンス部門のヘッド	0

(後略)

< 訂正後 >

(提出日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式数
(中略)			
ノエル・フェッシー (Noel Fessey)	取締役	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイのマネージング・ディレクター	0
マルコ・ズウィック (Marco Zwick)	取締役	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイのヨーロッパ大陸および中東地域コンプライアンス部門のヘッド	0

(後略)

## 2 事業の内容及び営業の概況

### <訂正前>

管理会社の目的は、以下のとおりである。

管理会社の目的は、E U通達2009 / 65 / E Cに基づき、譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託およびその他の投資信託の設定、販売促進、管理および運用を行うことである。

管理会社は、顧客毎の投資一任による運用を行わない。

管理会社は、ルクセンブルグ投信法第15章に規定された制限の範囲内で、その事業目的の達成に直接および間接的に連動する、またその目的達成のために有用かつ必要とみなされるすべての行為を行うことができる。

管理会社は、投資運用業務を投資運用会社であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに委託しており、またファンド資産の保管業務をJ . P . モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイに委託している。

(後略)

### <訂正後>

管理会社の主要目的は、以下のとおりである。

1 ) ルクセンブルグ投信法第101条第( 2 ) 項および別紙 に基づく、E U通達2009 / 65 / E Cに従い認可を受けたルクセンブルグ籍および外国籍のU C I T Sの管理ならびにその他のルクセンブルグ籍および外国籍のU C I の更なる管理。

2 ) 2013年法第5条第( 2 ) 項および別紙 に基づく、A I F M Dに規定されたA I F向けの運用、管理、販売活動業務およびA I Fの資産に係るその他の事業の遂行。

管理会社は、上記の運用、管理および販売活動業務を、自らが業務(所在地事務および管理支援業務を含む。)提供を行うU C I T S、U C IおよびA I Fの子会社にも提供することができる。

管理会社は、自由な業務提供および / または支店開設を通じて、ルクセンブルグ国外において許可を受けた事業を遂行することもできる。

管理会社は、一般的に、ルクセンブルグ投信法、2013年法およびその他の適用ある法令により認められる最大限の範囲で、自らがU C I T S、U C IおよびA I Fに提供する業務に関連するあらゆる行為を行うことができる。

管理会社は、自らの目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに / またはこれに有用および / もしくは必要とみなされるあらゆる行為を遂行することができる。ただし、ルクセンブルグ投信法および2013年法の定める制限の範囲内かつこれらにより認められる最大限の範囲に限定されるものとする。

管理会社は、投資運用業務を投資運用会社であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに委託しており、またファンド資産の保管業務をJ . P . モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイに委託している。

(後略)

## 第2 その他の関係法人の概況

### 1 名称、資本金の額及び事業の内容

J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.（「保管受託銀行」および「管理事務代行会社」）

(J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.)

(ロ) 事業の内容

<訂正前>

J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.は、1973年5月16日に存続期間無期限の「株式会社」(Société Anonyme)として設立され、ルクセンブルグ大公国、L-2633セニंगाーバーク、トレヴェ通り6、ヨーロピアン・バンク・アンド・ビジネス・センターに登録上の事務所を有する。その資本および準備金は、平成24年12月末日現在で885,407,953米ドル(約911億円)に達する。J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.の主な活動は、保管および投資管理事務サービスである。

<訂正後>

J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.は、1973年5月16日に存続期間無期限の「株式会社」(Société Anonyme)として設立され、ルクセンブルグ大公国、L-2633セニंगाーバーク、トレヴェ通り6、ヨーロピアン・バンク・アンド・ビジネス・センターに登録上の事務所を有する。その資本および準備金は、平成25年12月末日現在で1,039,453,645米ドル(約1,069億円)に達する。J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.の主な活動は、保管および投資管理事務サービスである。

### 2 関係業務の概要

<訂正前>

Schroder Investment Management Limited（「投資運用会社」）

(Schroder Investment Management Limited)

ファンドに対し、投資顧問業務および投資運用業務を提供する。

J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.（「保管受託銀行」および「管理事務代行会社」）

(J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.)

ファンド資産の保管受託銀行としての業務を行う。保管受託銀行は、ルクセンブルグ投信法に基づき、その職務および責任を引受ける。

ファンド資産を構成するすべての現金、有価証券およびその他の資産は、ファンド受益者に代わり保管受託銀行が保有する。保管受託銀行は、かかる有価証券の保管を銀行および金融機関に委託することができる。保管受託銀行は、保管受託銀行自身が決定した決済機関の口座で有価証券を保有することができる。保管受託銀行は、ファンドの現金および有価証券の預託に関して、銀行の通常業務を行う。保管受託銀行は、ファンド資産を処分し、管理会社または管理会社の任命する代理人からの指示を受けて、ファンドに代わり第三者に支払うことができる。

管理会社または管理会社の任命する代理人からの指示を受けて、保管受託銀行は、ファンド資産のすべての処分を行う。

(後略)

## &lt; 訂正後 &gt;

シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（「投資運用会社」）

（Schroder Investment Management Limited）

ファンドに対し、投資顧問業務および投資運用業務を提供する。同社は、管理会社から随時受ける指示に従い、また投資運用契約に規定される表明された投資目的および制限に従い、サブ・ファンドの証券を一任ベースで取得しかつ売却することができる。同社は、自らの責任および管理に基づき、かつ、2013年法の規定に従い、投資運用契約に基づくその機能の一部を委託することができる。

J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.（「保管受託銀行」および「管理事務代行会社」）

（J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.）

ファンド資産の保管受託銀行としての業務を行う。保管受託銀行は、ルクセンブルグ投信法および2013年法に基づき、その職務および責任を引き受ける。

保管受託銀行の主な業務は、以下のとおりである。

- a) 保護預かり可能なファンドの資産（振替決済証券を含む。）の保管および保護預かり不可能な資産の記録保持（かかる場合、保管受託銀行は、当該資産の所有権を確認しなければならない。）
- b) ファンドのキャッシュ・フローの適切な監視を確保すること（特に、ファンドの受益証券の申込みの際し、投資家によりまたは投資家を代理して行われるすべての支払の受領を確保することならびに保管受託銀行が監視および調整可能な現金勘定へのファンドのすべての現金の計上を確保すること。）
- c) ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび解約が適用法および約款に従って実行されるよう確保すること
- d) ファンドの受益証券の評価が適用法、約款および評価手続に従って算出されるよう確保すること
- e) 適用法または約款に抵触する場合を除き、管理会社の指示を実行すること。
- f) ファンドの資産を伴う取引において通常の期限内に対価がファンドに送金されるよう確保すること
- g) ファンドの収益が適用法および約款に従って充当されるよう確保すること

上記(a)記載の保管受託銀行の職務に関して、保護預かり可能な金融商品（2013年法第1条第51項に定義される。）に関して、保管受託銀行は、受益者に対し、保管受託銀行または当該金融商品の保管委託先である保管受託銀行の代行者（以下「副保管受託銀行」という。）が保有する当該金融商品の損失に関して責任を負う。ただし、当該責任が、2013年法第19条第11項および第19条第13項に従って、副保管受託銀行に契約上移転されている場合を除く。「保管する金融商品の損失」という用語は、AIFM規則および特にAIFM規則第100条に従い解釈されるものとする。

保管受託銀行は、その保管機能のみを委託することができるが、監視機能を委託することはできない。また、かかる機能を委託する場合、保管受託銀行は、副保管受託銀行の選定および継続的監視の点で2013年法のデュー・デリジェンスおよび監督要件に従うものとする。また、保管受託銀行は、確認された利益相反が管理されかつ監視されることを確保しなければならない。

特定の法域の法律に基づき特定の金融商品が現地の事業体により保護預かりされることが要求され、また、保管受託銀行により2013年法の委託要件を充足できるとみなされる副保管受託銀行が存在しなかった場合、管理会社は、受益者が当該金融商品に投資を行う前に、( )委託が当該法域の法的制約により要求される旨受益者が適式に報告を受けることを確保するものとし、また( )受益者のために管理会社の合理的な意見においてかかる委託を正当化する状況を設定するものとする。受益者がファンドに投資を行った後において、副保管受託銀行が2013年法の委託要件を充足できない場合、管理会社は、関連する法律の法的制約および管理会社の合理的な意見におけるかかる委託を正当化する状況について受益者が報告を受けることも確保するものとする。

副保管受託銀行は、その機能を再委託することが許可される場合に限り、2013年法に基づく自らの義務がかかる再委託の影響を受けない範囲で再委託することができる。

選任された副保管受託銀行の一覧は、要求に応じて受益者に提供される。現時点では、保管受託銀行は、その責任を契約上移転する契約を締結していない。受益者は、かかる移転に関して保管受託銀行と合意された契約について報告を受けるものとする。

管理会社または管理会社の任命する代理人からの指示を受けて、保管受託銀行は、ファンド資産のすべての処分を行う。

（後略）

## 別紙 A

### 定義

< 訂正前 >

「ルクセンブルグ投信法」	ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法
「累積型受益証券」	受益証券について発生した収益が当該受益証券の価格に反映されるように累積する受益証券
「営業日」	ルクセンブルグにおいて銀行が通常に営業しており、かつ、日本において金融商品取引業者が営業している平日（12月24日が平日である場合、当該日は営業日として考慮されない。） （中略）
「管理会社」	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
「受益証券1口当たり純資産価格」	本書に記載の該当する規定に従い決定されるいずれかのクラス受益証券の1口当たり価格 （中略）
「米国」	アメリカ合衆国（各州およびコロンビア特別区を含む。）ならびにその領土、属領およびその管轄に服するその他の地域

「米国人」	<p>1933年米国証券法（改正済）（以下「1933年法」という。）に基づくレギュレーションSのルール902に定義される米国人。1933年法に基づくレギュレーションSのルール902によれば、米国人には、米国に居住する自然人、ならびに個人以外の投資家に関しては、以下を含む。（ ）米国またはその州の法律に基づき組織または設立された法人もしくはパートナーシップ、（ ）信託であって(a) 受託者が米国人であるもの（ただし、かかる受託者が専門家受託者であり、米国人でない共同受託者が信託財産に関して単独のもしくは共有の投資裁量権を有し、かつ、その信託の実質的受益者（および信託が撤回可能なものである場合には信託設定者）が米国人でない場合を除く。）または(b) 裁判所がその信託に対して第一次的な管轄権を行使することができ、かつ、一もしくは複数の米国受託者が信託のすべての重大な決定を支配する権限を有する場合、ならびに（ ）財団であって(a) すべての源泉からの世界中の収益に関して米国の税金に服するもの、または(b) 米国人が執行者もしくは管理者であるもの（ただし、米国人でない当該財団の執行者もしくは管理者が当該財団に関する単独もしくは共有の投資裁量権を有しており、かつ、当該財団が外国法にしたがっている場合を除く。）。「米国人」の用語はまた、以下のように設立された主に受動的投資のために組織された事業体（商品プール、投資会社またはその他類似の事業体など）を意味する。(a) 非米国人である参加者を理由として、運営者が、米国商品先物取引委員会により定められた規則のパート4の一定の要件を免除されている商品プールに対する米国人による投資を容易にする目的のために設立された事業体、または(b) 1933年法に基づき登録されていない証券に投資することを主な目的として米国人により設立された事業体。ただし、当該事業体が、自然人、財団または信託でない「認定投資家」（1933年法に基づくルール501(a)に定義されている。）により設立および所有されている場合を除く。</p>
「米ドル」または「\$」	<p>アメリカ合衆国ドル （後略）</p>
<訂正後>	
「ルクセンブルグ投信法」	ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法
「2013年法」	<u>オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法</u>
「累積型受益証券」	<p>受益証券について発生した収益が当該受益証券の価格に反映されるように累積する受益証券</p>
「AIFM」	<p><u>ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社であるシュロダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ</u></p>
「AIFMD」	<p><u>オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付通達2011/61/EU</u></p>

<u>「AIFM規則」</u>	<u>2012年12月19日付欧州委員会委任規則231 / 2013</u>
<u>「AIFM関連規則」</u>	<u>AIFMD、AIFM規則および2013年法ならびにこれらに関連して発 布される欧州またはルクセンブルグの規制ガイドライン</u>
「営業日」	ルクセンブルグにおいて銀行が通常に営業しており、かつ、日本において金融商品取引業者が営業している平日（12月24日が平日である場合、当該日は営業日として考慮されない。） （中略）
「管理会社」	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ） エス・エイ
<u>「約款」</u>	<u>ファンドの約款（随時改正済）</u>
「受益証券1口当たり純資産価格」	本書に記載の該当する規定に従い決定されるいずれかのクラス受益証券の1口当たり価格 （中略）
「米国」	アメリカ合衆国（各州およびコロンビア特別区を含む。）ならびにその領土、属領およびその管轄に服するその他の地域



「米国人」

1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902または内国歳入法に定義される米国人。1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902によれば、米国人には、米国に居住する自然人、ならびに個人以外の投資家に関しては、以下を含む。すなわち、( ) 米国またはその州の法律に基づき組織または設立された法人もしくはパートナーシップ、( ) 信託であって(a) 受託者が米国人であるもの（ただし、かかる受託者が専門家受託者であり、米国人でない共同受託者が信託財産に関して単独のもしくは共有の投資裁量権を有し、かつ、その信託の実質的受益者（および信託が撤回可能なものである場合には信託設定者）が米国人でない場合を除く。）または(b) 裁判所がその信託に対して第一次的な管轄権を行使することができ、かつ、一もしくは複数の米国受託者が信託のすべての重大な決定を支配する権限を有する場合、ならびに( ) 財団であって(a) すべての源泉からの世界中の収益に関して米国の税金に服するもの、または(b) 米国人が執行者もしくは管理者であるもの（ただし、米国人でない当該財団の執行者もしくは管理者が当該財団に関する単独もしくは共有の投資裁量権を有しており、かつ、当該財団が外国法にしたがっている場合を除く。）である。「米国人」の用語はまた、以下のように設立された主に受動的投資のために組織された事業体（商品プール、投資会社またはその他類似の事業体等）を意味する。すなわち、(a) 非米国人である参加者を理由として、運営者が、米国商品先物取引委員会により定められた規則のパート4の一定の要件を免除されている商品プールに対する米国人による投資を容易にする目的のために設立された事業体、または(b) 1933年証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主な目的として米国人により設立された事業体。ただし、当該事業体が、自然人、財団または信託でない「認定投資家」（1933年証券法に基づくルール501(a) に定義されている。）により設立および所有されている場合を除く。

内国歳入法上、米国人の用語は、以下の者をいう。すなわち、( ) 米国の市民または居住者、( ) 米国の法律に基づき組織される米国連邦所得税の目的上パートナーシップとしての取扱いを受けるパートナーシップもしくは他の事業体またはその政治的下部機関、( ) 米国の法律に基づき組織される米国連邦所得税の目的上法人としての取扱いを受ける法人もしくはその他の事業体、またはその政治的下部機関、( ) 源泉に関わらず、その所得に対して米国連邦所得税を課される財団、または( ) (a) 米国内の裁判所が信託の運営について第一次的な監督権を行使することができ、一もしくは複数の米国人が信託のすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合の信託、または(b) 1996年8月20日に存在しており、米国人としてみなされるために適切に選択された信託である。

「米ドル」または「\$」

アメリカ合衆国ドル  
(後略)